

原規規発第 2308235 号
令和 5 年 8 月 23 日

関西電力株式会社
執行役社長 森 望 殿

原子力規制委員会

高浜発電所 3 号機における追加検査の実施について（通知）

令和 5 年度第 1 四半期の安全実績指標の結果を受け、原子力規制委員会は、原子力規制検査等に関する規則（令和 2 年原子力規制委員会規則第 1 号。以下「規則」という。）第 3 条第 2 項第 1 号に基づく追加検査を行うため、規則第 3 条第 3 項に基づき、下記のとおり通知します。

記

1. 原子力規制検査の結果

高浜発電所 3 号機における令和 5 年度第 1 四半期の重大事故等対処設備の運転上の制限からの逸脱件数が過去 4 四半期（令和 4 年度第 2 四半期から令和 5 年度第 1 四半期）中に 4 件となったことから、同件数に係る安全実績指標の値が「白」と分類された。これを受け、高浜発電所 3 号機における原子力規制検査等実施要領（原規規発第 1912257 号-1）に基づく対応区分が、令和 5 年 4 月 1 日より第 2 区分に変更となった。

2. 追加検査の区分

規則第 3 条第 2 項第 1 号に係る追加検査（追加検査 1）

3. 検査事項

高浜発電所 3 号機における重大事故等対処設備の運転上の制限からの逸脱件数に係る安全実績指標の値が「白」となる要因となった過去 4 四半期（令和 4 年度第 2 四半期から令和 5 年度第 1 四半期）の重大事故等対処設備の運転上の制限からの逸脱に係る以下の事項について追加検査を行う。

- ①直接原因及び根本的な原因の特定並びに安全文化要素の劣化兆候の特定が適切に行われているか
- ②これらを受けた改善措置活動の計画が適切に立案され再発防止上有効であるか

4. 報告すべき事項及び期限

令和5年11月30日までに以下の事項を報告するよう求める。

- (1) 令和5年度第1四半期の安全実績指標の値が「白」と分類される要因となった過去4四半期（令和4年度第2四半期から令和5年度第1四半期）の重大事故等対処設備の運転上の制限からの逸脱に係る直接原因及び根本的な原因並びに安全文化要素の劣化兆候の特定結果
ただし、根本的な原因の特定及び安全文化要素の劣化兆候の特定に当たっては、同期間に高浜発電所で確認された検査指摘事項及び他の運転上の制限からの逸脱も考慮すること。
- (2) 上記（1）をもって特定した内容を踏まえた保安のための業務に係る活動に関する改善措置活動の計画及び実施状況

以上